

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで
国民年金の加入手続は母が行い、申立期間の国民年金保険料についても、母が姉の保険料と一緒に納付してくれたと記憶している。申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、母が姉の保険料と一緒に納付してくれた。」と主張しているところ、オンライン記録から、申立期間に係る申立人の姉の国民年金保険料は納付されていることが確認でき、申立内容に不自然さは無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月8日にA市区町村で払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能である上、オンライン記録から、申立人は、申立期間直前の38年2月分及び同年3月分の国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料についても過年度納付により納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金 事案404

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から同年12月まで
昭和53年3月に、妻が私と妻の国民年金の加入手続を一緒に行い申立期間に係る私の国民年金保険料は、妻が妻の保険料と一緒に遡って納付してくれた。申立期間について、私だけが国民年金に未加入と記録されていることに納得できないので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る国民年金の加入手続については、妻が妻の加入手続と一緒にいった。申立期間に係る国民年金保険料の納付についても、妻が妻の保険料と一緒に遡って納付した。」と供述しているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿から、昭和54年1月頃にA市区町村において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付により遡って納付することが可能である上、申立人の妻は、「国民年金の加入手続を行った当時、夫婦二人分の保険料として、合計6万円弱の保険料を遡って納付した記憶がある。」と供述しているところ、その納付額は、申立期間に係る夫婦二人分の法定保険料額とおおむね一致していることが確認でき、申立人夫婦の供述には、その全体を通じて信ぴょう性がうかがえる。

また、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間を含む全ての国民年金加入期間の国民年金保険料を納付している上、申立人及びその妻は、申立期間直後の昭和54年1月から付加保険料も納付していることが確認できることから、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年10月1日から17年1月1日までの期間、同年7月1日から18年7月1日までの期間及び同年8月1日から20年4月26日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、15年10月から同年12月までは20万円、16年1月は16万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月は17万円、同年6月から同年12月までは20万円、17年7月は13万4,000円、同年8月は15万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月は13万4,000円、18年1月及び同年2月は16万円、同年3月は20万円、同年4月は13万4,000円、同年5月は19万円、同年6月は20万円、同年8月は16万円、同年9月から19年3月までは18万円、同年4月は15万円、同年5月及び同年6月は17万円、同年7月から20年3月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該各期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月26日から20年4月26日まで

平成15年9月26日から20年4月25日までの期間において、A社に勤務した。申立期間の報酬月額は平均して約20万円であったが、社会保険事務所（当時）が記録する申立期間の標準報酬月額は、当該報酬月額に比べて低額となっている。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年10月1日から17年1月1日までの期間、同年7月1日から18年7月1日までの期間及び同年8月1日から20年4月26日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する16年2月から同年12月までの期間、17年7月から18年6月までの期間及び同年8月から20年3月までの期間の給料支払明細書、申立人が申立期間以前に勤務した事業所が保管する申立人に係る15年分給与所得の源泉徴収票、並びにB市区町村が発行した平成16年度及び17年度の所得・課税証明書から、15年10月から同年12月までは20万円、16年1月は16万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月は17万円、同年6月から同年12月までは20万円、17年7月は13万4,000円、同年8月は15万円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月は13万4,000円、18年1月及び同年2月は16万円、同年3月は20万円、同年4月は13万4,000円、同年5月は19万円、同年6月は20万円、同年8月は16万円、同年9月から19年3月までは18万円、同年4月は15万円、同年5月及び同年6月は17万円、同年7月から20年3月までは18万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時会社の経営状態が悪く、申立人に係る報酬月額について実際に支給した報酬月額より低い額で社会保険事務所に届出を行っていたことを認めており、申立人の所持する平成16年2月から同年12月までの期間、17年7月から18年6月までの期間及び同年8月から20年3月までの期間の給料支払明細書、申立人が申立期間以前に勤務した事業所が保管する申立人に係る15年分給与所得の源泉徴収票、並びにB市区町村が発行した平成16年度及び17年度の所得・課税証明書から確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該各期間の全期間においてオンライン記録における標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、給料支払明細書等から確認又は推認できる平成15年10月1日から17年1月1日までの期間、同年7月1日から18年7月1日までの期間及び同年8月1日から20年4月26日までの期間に係る報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成18年7月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が所持する同年7月分の給料支払明細書から、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことは確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。
- 3 申立期間のうち、平成15年9月26日から同年10月1日までの期間及び17年1月1日から同年7月1日までの期間については、A社は、給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の

当該各期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録から、申立人に係る当該各期間の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

さらに、平成15年9月26日から同年10月1日までの期間については、オンライン記録及び雇用保険の被保険者記録などから、申立人のA社における勤務開始日は、申立期間の始期である同年9月26日であることが確認できるところ、同社は、給与の支払方法について、「給与計算の締め切り日は25日、支払日は当月末日であった。」と回答していることから、勤務開始日である同日から同年10月25日までの期間に係る給与は、同年10月分の給与として、同年10月末日に支払われており、同年9月分の給与については、申立人に支払われていないと推認できる。

加えて、平成17年1月1日から同年7月1日までの期間については、申立人は、16年12月29日から17年6月25日までの期間において、労働災害による休業補償給付を受給していることが確認できることなどから、同年1月分から同年6月分までの給与については、申立人に支払われていないと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成15年9月26日から同年10月1日までの期間及び17年1月1日から同年7月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成8年4月1日から9年1月1日までの期間、15年1月1日から17年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該各期間の標準報酬月額に係る記録を、8年4月から同年12月までは24万円、15年1月から同年12月までは11万8,000円、16年1月から同年12月までは16万円、17年1月から同年6月までは17万円、同年9月から同年12月までは17万円、18年1月から同年12月までは18万円、19年1月は17万円、同年2月から同年5月までは18万円、同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は18万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果18万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①のうち平成8年4月1日から9年1月1日までの期間、15年1月1日から17年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年9月1日までの期間並びに申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から19年9月1日まで
② 平成19年9月1日から20年6月1日まで

平成6年6月から現在までA社に勤務しているが、勤務当初から現在までの報酬月額は、平均して約20万円であり、両申立期間における社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額は、当該報酬月額に比べて低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成8年4月1日から9年1月1日までの期間、15年1月1日から17年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年9月1日までの期間については、申立人が所持する8年1月分から同年4月分までの給料支払明細書、B市区町村が発行した平成16年度から19年度までの期間に係る所得・課税証明書及びA社が保管する平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、8年4月から同年12月までは24万円、15年1月から同年12月までは11万8,000円、16年1月から同年12月までは16万円、17年1月から同年6月までは17万円、同年9月から同年12月までは17万円、18年1月から同年12月までは18万円、19年1月は17万円、同年2月から同年5月までは18万円、同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は18万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年7月23日に9万8,000円から18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、A社が保管する平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び20年分の賃金台帳から、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額については、18万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時会社の経営状態が悪く、申立人に係る報酬月額について実際に支給した報酬月額より低い額で社会保険事務所に届出を行ったことを認めており、申立人が所持する平成8年1月分から同年4月分までの給料支払明細書、B市区町村が発行した平成16年度から19年度までの期間に係る所得・課税証明書並びにA社が保管する平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び20年分の賃金台帳から確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、申立期間①のうち、平成8年4月1日から9年1月1日までの期間、15年1月1日から17年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年9月1日までの期間において、オンライン記録における標準報酬月額と一致しないことから、事業主は、申立人が所持する給料支払明細書等から確認又は推認できる8年4月1日から9年1

月1日までの期間、15年1月1日から17年7月1日までの期間及び同年9月1日から19年9月1日までの期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、申立期間②に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る申立人の当該保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成9年1月1日から15年1月1日までの期間及び17年7月1日から同年9月1日までの期間については、A社は給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚4人も当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が分かる給与明細書等の資料を所持していない上、当該各期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録から、申立人に係る当該各期間の標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な記録の訂正等の形跡も認められない。

さらに、全国健康保険協会C支部の回答から、申立人は、平成17年6月24日から同年8月25日までの期間において、傷病手当金を受給していることが確認できることから、同年7月分及び同年8月分の給与については、申立人に支払われていないと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、平成9年1月1日から15年1月1日までの期間及び17年7月1日から同年9月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根国民年金 事案405

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から60年1月まで

昭和58年9月にA市区町村内の事業所を退職して、B市区町村内へ転居した際、両親から「年金は途切れることなく、ずっと保険料を掛け続けなければ、受給額が少なくなる。」と言われ、同年11月に国民年金の加入を行った。申立期間の国民年金保険料は国民健康保険料とともに納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料の領収書は所持していないが、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年1月11日を被保険者資格の取得日として、同年6月13日から同年10月6日までの間にC市区町村において払い出されていることが確認でき、この払出時点では、申立期間の一部の期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、前述の国民年金手帳記号番号払出簿に、前述の国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの間において申立人の氏名は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、B市区町村が昭和58年11月2日に発行した住民票の抄本及び昭和58年度国民健康保険税領収書を所持しているが、これらの書類からは、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した事情はうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月11日から56年6月1日まで
昭和42年11月1日から63年8月26日までの期間において、A社が所有する船舶にB職として乗船したが、申立期間について船員保険の被保険者記録が無い。
昭和52年頃から景気が悪くなったが、7か月間もの長い期間、乗船しなかったことは無かったので、申立期間を船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は船員手帳を所持していない上、A社は、「現在、当社は廃業状態であり、人事記録等の資料は保存しておらず、事務担当者もいないことから、申立期間当時のことは分からない。」と回答しているほか、同社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態や船員保険の加入状況及び船員保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、「A社に勤務していた期間に、何度か、船員保険疾病任意継続に加入し、加入手続は全て私が行った。その期間については、船員保険の失業給付金を受け取り、当該給付金を疾病任意継続保険料及び生活費に充てていた。」旨を供述しているところ、船員保険疾病任意継続被保険者台帳から、申立期間において、申立人は船員保険疾病任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、前述の船員保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無く、船員保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人に係る船員保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、前述の船員保険被保険者名簿から、申立人と同じ職種であったとする同僚3人も、申立期間において、船員保険の被保険者記録が継続していないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月6日から同年8月20日まで
平成10年6月から同年8月までの間、A社に勤務していた。申立期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管している申立人の平成10年6月分及び同年7月分の給料支払明細書（控）並びに同年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、同社の回答から、申立期間のうち同年6月22日から同年7月25日までの期間については、申立人が臨時雇用のB職として同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、平成10年6月6日から同年6月21日までの期間及び同年7月26日から同年8月20日までの期間については、勤務の実態を確認できる関連資料は無く、同僚からの供述も得ることができない。

また、前述の給料支払明細書（控）及び賃金台帳から、申立人は平成10年6月22日から同年7月25日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時、当社では研修期間を設けており、入社後3か月間は臨時雇用扱いとし、厚生年金保険には加入させていなかった。厚生年金保険料も給与から控除していなかった。なお、雇用保険には入社時から加入させ、雇用保険料については給与から控除していた。」旨を回答している上、オンライン記録から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる8人の同僚のうち、供述を得ることができた二人の同僚のうちの一人も、「申立期間当時、A社は3か月間の試用期間を設けており、試用期間中は厚生年金保険に加入させてくれなかった。」と供述している。

加えて、オンライン記録から、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録に、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。